

災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る合意書

東日本大震災発生から1年が経過した現在、被災地から発生した災害廃棄物の処理は十分に進んでいる状況ではなく、また、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題から、全国的な広域処理は十分に進展しておらず、今もなお被災地の方々は復興への苦しい戦いが続いている。

この未曾有の国難からの復旧・復興に向けて、さらには復旧・復興の機運を高めるためにも、災害廃棄物の円滑な広域処理は必要であり、東海、東南海、南海地震等の大規模災害の発生が懸念される当地域においても他人事とは思えず、可能な限り協力をしていく必要がある。

このような共通認識のもとで、三重県、三重県市長会及び三重県町村会は、被災地の災害廃棄物について、次の条件が整うことを前提に、対応できる市町から実状にあつた協力をしていく。

- 1 災害廃棄物の安全性が確認されること。
- 2 住民の不安が払拭されること。
- 3 議会の理解を得るなど広域処理への環境が整うこと。
- 4 災害廃棄物処理後の処理体制が整備されること。

平成24年4月20日

三重県知事

鈴木 英敬

三重県市長会 会長
名張市長

龜井 利克

三重県町村会 会長
大紀町長

石川 政見

（立会人）環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

伊藤 哲夫